

○税理士による確定申告書の書き方 相談会場（無料）

日時 2月5日（月）、6日（火）  
9時30分～12時、13時～16時  
（受付は15時30分まで）

場所 文化福祉センター

持ち物 前年分の控え、源泉徴収票（給与・年金収入のある場合）、所得控除に係る各種証明書などの申告書の作成に必要な書類と筆記用具

※「土地・建物・株式等売却された所得」「贈与税」「相続税」「山林所得」に関する相談は行っていません。

○確定申告会場（湯浅税務署）

日時 2月16日（金）～3月15日（金）（土日祝除く）  
※相談受付は16時まで。混雑状況によっては、16時以前に受付を終了する場合があります。

※スマホによる申告書の作成及び電子申告を推進しています。スマホをお持ちの方はスマホを、マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカードをお持ちください（暗証番号もお忘れなく）。

※土地等譲渡所得及び贈与税の相談は、2月16日（金）、19日（月）、21日（水）、26日（月）、28日（水）、3月4日（月）、6日（水）、8日（金）、11日（月）、13日（水）、15日（金）にお越しください。

○確定申告はスマホがおすすめ！

- ・確定申告期間は24時間いつでも利用可能！
- ・スマホ専用画面で見やすく操作が簡単
- ・画面の案内に沿って入力するだけ
- ・書類の記載内容を入力・送信することで添付を省略  
※一部の書類は除きます
- ・申告書の印刷、税務署への持参や郵送が不要

○確定申告期限のお知らせ

申告所得税及び復興特別所得税 3月15日（金）  
消費税及び地方消費税（個人事業者） 4月1日（月）  
贈与税 3月15日（金）

○便利な納付方法をご利用ください

国税の納付は、口座振替による納付、ダイレクト納付、スマホアプリを利用した納付など、金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない、非対面の「キャッシュレス納付」のご利用をお願いします。

○振替納税のご案内

納税には、「振替納税」が便利で確実ですので、是非ご利用ください。

申告所得税及び復興特別所得税 4月23日（火）  
消費税及び地方消費税（個人事業者） 4月30日（火）

○確定申告に関する税務相談はぜひチャットボットをご利用ください

税に関する疑問について、電話での相談に比べて気軽に質問したり、国税庁ホームページに掲載している税の情報に短時間でアクセスすることができます。



○消費税インボイス制度説明会・登録申請手続の相談会

日時 1月24日（水）10時～11時  
2月21日（水）14時～15時

場所 湯浅納税協会 3階

定員 20名（先着順・電話予約要）

また、インボイス発行事業者への登録の要否を検討されている方を対象に、個別相談のご予約を受け付けています。（インボイス制度の仕組みからお知りになりたい場合は、まずは、上記説明会をご利用ください。）

☎・☎ 個人課税部門 TEL63-5403

○営業・農業・不動産収入のある方へ

対象 令和5年1月1日～12月31日に賃金を支払った事業者

①決算書や収支内訳書の「雇人費」、「給料賃金」経費計上  
確定申告や市民税申告において、「雇人費」や「給料賃金」に計上するには、誰にいくら支払ったかを提示できるもののみが経費として認められています。

※受給者を明記できない賃金は経費として算入できません。また有田市在住（令和6年1月1日現在）の方にお支払いされたときは、金額の多少に関わらず、②をご提出くださいますようお願いいたします。

※公平・公正な課税のために、年間支払額が30万円以下の退職者分であっても給与支払報告書の提出をお願いします。

②給与支払報告書の総括表および個人別明細書の提出

①のとおり経費計上されたときは、給与支払報告書の総括表および個人別明細書を1月31日（水）までに税務課にご提出ください。用紙がお手元ない場合はお問合せください。

☎ 市民税係 TEL 22-3576

○太陽光発電等による売電収入がある方へ

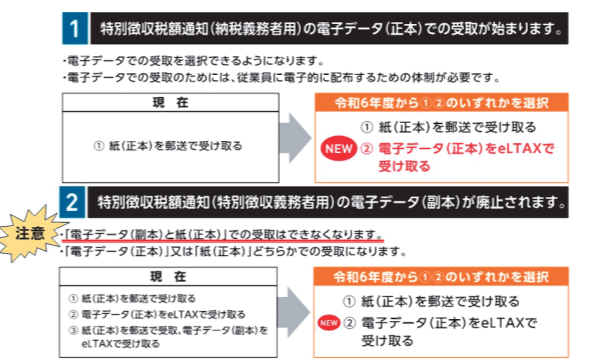
太陽光発電等で得た売電収入は、所得として申告する必要があります。売電所得が20万円以上で、給与所得等と合算し計算した結果、所得税が発生するケースなどは確定申告が必要となりますので、税務署にて確定申告を行ってください。また、確定申告が不要な方であっても、市・県民税の申告は必要です。

※確定申告で売電所得を含めて申告をした場合は、改めて市・県民税の申告をする必要はありません。

※経費として計上していない10キロワット未満の太陽光発電設備〔個人住宅用〕以外は、事業用資産に分類されます。固定資産税（償却資産）の申告対象にもなります。

☎ 市民税係 TEL 22-3576

○eTAXから給与支払報告書を提出される事業者の方へ  
令和6年度から特別徴収税額通知の受取方法が変わります



電子データでの受取を選択する場合、給与支払報告書の提出時に「メールアドレス」「受給者番号」を必ず入力してください

○市役所の会場で所得税、市県民税の申告をされる方へ  
市役所での申告相談は電話での予約が必要です！

※税務課職員が申告書作成のお手伝いを行います。  
※事前予約が必要です。先着順（定員1日24人）  
※提出のみの方は、事前予約は不要です。

予約受付期間 2月1日（木）～14日（水）（土日祝除く）

日程 2月16日（金）～3月14日（木）（土日祝除く）

時間 9時30分～12時・13時～16時30分

場所 市役所3階 会議室

※「青色申告」「土地・建物・株式の譲渡・先物取引などの分離所得」「住宅関連の控除申告」「相続税」「贈与税」「山林所得」等の申告については対応できません。湯浅税務署にお問い合わせください。

○営業所得・不動産所得・農業所得を申告される方

収支内訳書はご自身で作成して持参してください。（作成されていないと申告の受付ができません。）

○医療費控除の申告をされる方

「医療費控除明細書」「セルフメディケーション税制明細書」は申告会場での代行作成はしませんので、必ず事前に作成して持参してください。

前年中収入がなかった方も、国民健康保険に加入されている場合や、福祉、公営住宅、教育関係の制度で申告が必要な場合があります。令和5年度に「市民税・県民税申告書」を提出された方には用紙を送付しますので必要事項をご記入のうえご返送ください。用紙をご希望の際はお問い合わせください。

☎・☎ 市民税係 TEL 22-3574（専用ダイヤル）

○不動産収入がある方へ

不動産貸付け等（駐車場やガレージ、貸店舗や貸事業所）により得た収入は、所得として申告する必要があります。不動産所得が20万円以上で、給与所得等と合算し計算した結果、所得税が発生するケースなどは確定申告が必要となりますので、税務署にて確定申告を行ってください。また、確定申告が不要な方であっても、市・県民税の申告は必要です。

ただし、確定申告で不動産所得の申告をしていた場合は、改めて市・県民税の申告をする必要はありません。

☎ 市民税係 TEL 22-3579

○家屋の取壊しをした方へ

令和5年中に家屋の取壊しを行った方は、令和6年度からの固定資産税がかからないようにするため、1月31日（水）までにその旨の連絡をお願いします。

☎ 資産税係 TEL 22-3582

今年度最後の集団健診！健診はもう受けましたか？ ☎ 保険年金課 TEL 22-3512 保健センター TEL 82-3223

実施日	健診場所	申込締切日
2月8日（木）	J A ありだ 宮原支所	1月17日（水）
2月18日（日）	文化福祉センター	1月25日（木）

受付時間 8時～9時

※すべて無料です。

※事前に予約が必要です。

電話またはWebでお申込みください。



■特定健診

対象者 今年度40～74歳の市国保加入者  
内容 問診・診察・身体測定・血圧測定・尿検査・心電図・血液検査

■がん検診

対象者 今年度に40歳以上になる市民  
※受診できる検診はがん検診受診券に記載しています。  
内容 胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・肝臓ウイルス  
※2月18日（日）は野菜摂取レベルが分かる「ベジチェック®」などの測定ができます。